

## 第 8 章 計画の推進

### 第 1 節 各主体の役割

本計画の円滑な実施のためには、市民、事業者、行政が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要です。各主体の役割について、次のように定めます。

#### 1 市民の役割

家庭から排出される廃棄物の減量・循環的な利用に当たり、循環型社会づくりの担い手である市民が果たす役割は非常に大きなものです。従来のライフスタイルを見直し、次のようなより環境負荷の少ないライフスタイルへの変革が必要です。

##### ● 商品の購入に当たって

- 無駄なものを買わない。
- マイバッグ、マイボトル・マイカップの利用や簡易包装製品を選択し、容器包装を削減する。
- 繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品を選ぶ。
- 再生品を選ぶ。

##### ● 食品の購入に当たって

- 期限表示への正しい理解を深める。
- 適量を購入するなどして食品ロスの削減に努める。

##### ● 商品の使用、調理・食事に当たって

- 故障時は修理するなどしてなるべく長期間使用する。
- 食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りに努める。
- 外食時には適量の注文、食べ残しの削減に努める。

##### ● ごみの排出に当たって

- 市の分別区分に応じて、適正にごみを排出する。
- 適正でない不用品回収業者等を利用しない。

##### ● その他

- 不法投棄・ポイ捨てなどにより環境を汚染しない。
- 占有または管理する建物や土地を適正に維持管理し、清潔を保つ。

## 2 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。排出抑制・適正な循環利用・適正な処理に努めるとともに、市が実施する施策への積極的な協力や参画が期待されます。

- 廃棄物の排出抑制に努める。
- 分別に努めるとともに、再生利用等による減量が可能な許可業者へ処理を委託すること等により、適正処理を図る。
- 販売した製品や容器包装について、積極的な店頭回収活動に努める。
- グリーン購入に努める。
- 環境美化活動等、地域活動に積極的に参画する。

## 3 許可業者の役割

- 分別等の実施によりできるだけ再資源化等による減量を行い、適正な循環利用に努める。
- 排出事業者に対し、適切な助言を行う。
- 非常災害時には、協定等により災害廃棄物処理に協力する。

## 4 市の役割

- 一般廃棄物の処理主体として各種施策に取り組むほか、計画の推進のため、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより、市民や事業者の自主的な取組を促進する。
- 排出事業者として、率先して排出抑制・適正な循環的利用に努める。

## 第2節 計画の周知

---

本計画の推進のため、市の広報やホームページ等により、市民や事業者に対する計画内容の周知を図ります。

## 第3節 計画の進行管理

---

本計画は、PDCA サイクルにより、施策の取組状況や目標値の達成状況などを定期的に点検・評価し、必要に応じた見直し・改善を行っていくことが必要です。毎年度の施策の取組状況及び目標値の達成状況について、市の広報やホームページ等で公表する他、審議会に報告し、必要に応じて施策の見直し・改善を行います。

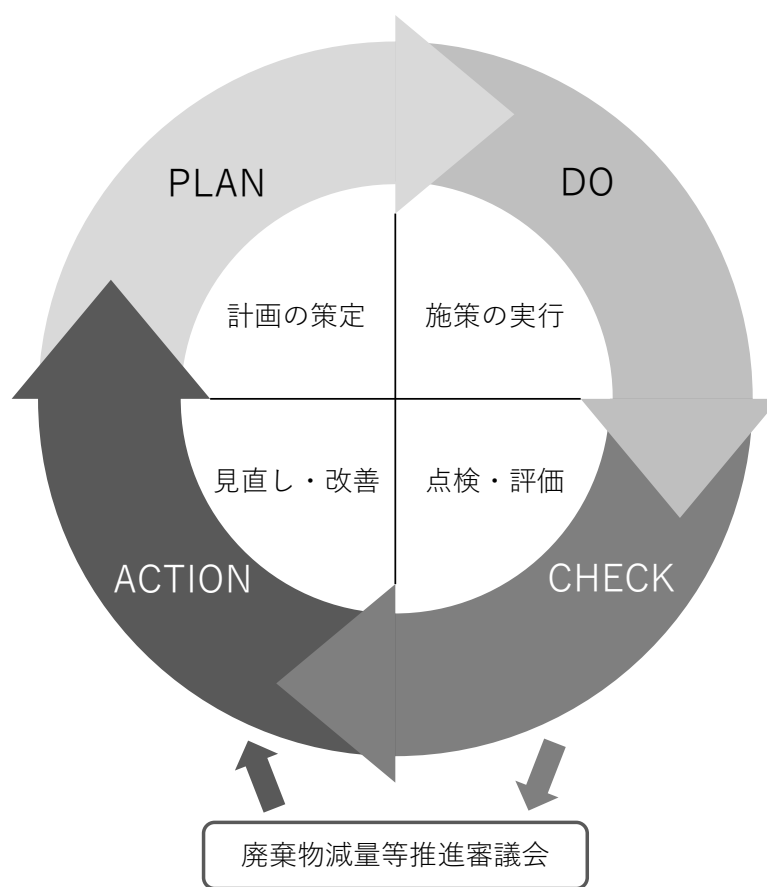


図 4-1 PDCA サイクル